

NO.319

1995 **4**

文化庁月報

CONTENTS

特集／これからの文化と文化行政

巻頭言	文化立国の構築に向けて	遠山敦子	4
論考	文化庁に期待する	高階秀爾	6
	平成7年度文化庁の重点施策		9
特別記事	阪神・淡路大震災	文化財や文化施設 にも大きな被害	16
	地方文化行政状況調査まとまる		19

連載

●随想／館長のひとりごと	小田島雄志	20
●地域からの文化発信／博物館・美術館紹介①	熊本県立装飾古墳館	22
●後世に残そう我が県の文化財①／福島県	白水阿弥陀堂(境域)、大内宿	25
●人間国宝を訪ねて⑦／漆芸・髹漆	増村益城	28
●法人紹介～文化に息吹を～	(社)日本奇術協会	30
●著作権講座Q&A／1		32

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告	33
・文化政策推進会議審議再開	35
・文化庁内で文化懇話会が発足	35
・近代の遺跡の保護について	36
・史跡名勝天然記念物の新指定	38

イベント案内

・京都国立近代美術館「クロッシング・スピリッツ」／39	・芸術文化振興基金ニュース／46
・奈良国立博物館「日本仏教美術名宝展」／40	・5月の国立劇場／47
・京都国立博物館「東寺国宝展」／41	・表紙解説／編集後記／48
・奈良国立文化財研究所「1300年前の首都 これが藤原京だ！」／42	
・飛鳥資料館「古代の形」／42	
・人間国宝新作展第30回記念展／43	
・第32回日本伝統工芸染織展、第25回伝統工芸日本金工展、 第11回伝統工芸第七部会展／44	

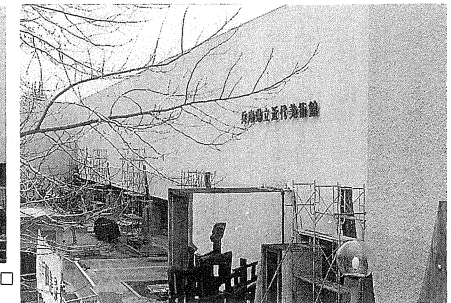
イラスト／うちべけい

阪神・淡路大震災

文化財や文化施設にも大きな被害



兵庫県立近代美術館のゆがんだ入口



一、被害状況

一月一七日に発生した阪神・淡路大震災は、兵庫県や大阪府を中心に甚大な被害をもたらしました。文化庁関係では、三月二日現在、一七三件の文化財（国宝・重要文化財）、八〇件の公立文化施設（文化会館）などが被害を受けています。

具体的な文化財の被害状況については、主なものとして、建造物関係では旧神戸居留地十五番館（重要文化財・兵庫県神戸市）が全壊、明石城（重要文化財・兵庫県神戸市）が全壊、明石城巽櫓及び坤櫓（重要文化財・兵庫県明石市）が建物傾斜及び外壁亀裂、旧岡田家住宅（重要文化財・兵庫県伊丹市）の店舗の一部が崩壊、酒蔵の屋根瓦崩壊、壁の一部が崩落等の被害を受けました。また、重要伝統的建造物群保存地区関係では、神戸市北野町山本通（兵庫県神戸市）の建物三四棟が損壊、美術工芸品関係では、清涼寺の木造十大弟子立像（重要文化財・京都府京都市）の九軀が転倒、七軀が破損、史跡・名勝・天然記念物関係では、五色塚（千壺）古墳（史跡・兵庫県神戸市）の後円部・くびれ部の葺石の一部が亀裂・陥没等の被害を受けました。また、公立文化施設については、兵庫県関係では神戸文化ホール（神戸市）や西宮市民会館（西宮市）をはじめ四四件が、大阪府関係

では池田市民文化会館（池田市）、茨木市市民会館（茨木市）をはじめ三四件が施設設備等にも被害を受け、このほか滋賀県及び和歌山県においても、それぞれ一件が被害を受けました。さらに、国立文化施設についても、国立国際美術館や、京都国立博物館、京都国立近代美術館等において、施設や陳列品の一部が破損するなどの被害を受けており、国指定以外の文化財や民間の文化施設等を含めると、文化関係の被害は相当なものになると思われます。

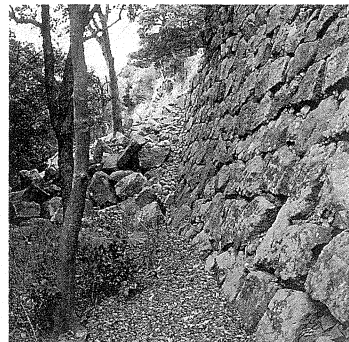
二、文化庁の対応状況

(1)被害状況の詳細な把握
文化庁においては、これらの被災した文化財や文化施設等は、関係府県のみならず、我が国全体にとって貴重な財産であるとの認識に立って、現在、調査団を現地に派遣するなど被災状況の詳細な把握に努めているところです。

具体的には、一月二五日から二九日にかけて建造物関係被害状況の調査団を、一月三一日から二月二日にかけて美術工芸品・民俗文化財関係被害状況の調査団を、また、二月六日から八日にかけて埋蔵文化財関係被害状況の調査団を現地に派遣しました。さらに、二月六日から八日にかけて全国美術館会議、国



外壁・土塀等が多大な被害を受けた明石城巽櫓(重要文化財)



くがれた石垣(明石城)

阪神・淡路大震災による国宝・重要文化財の被害状況

区分	建造物関係		重要伝統的建造物群保存地区関係		美術工芸品関係		史跡・名勝・天然記念物関係		民俗文化財関係		合 計	
	全 壊	一部破損	全 壊	一部破損	全 壊	一部破損	全 壊	一部破損	全 壊	一部破損	全 壊	一部破損
都道府県												
愛知県		1件										1件
三重県							3件					3件
滋賀県		6件				1件	2件					9件
京都府		42件				9件	8件					59件
大阪府		33件				1件	9件		1件			44件
兵庫県	1件	32件		(34) 1件		5件	6件		1件		1件	(34) 45件
奈良県		1件				1件	3件					5件
鳥取県		1件										1件
島根県							1件					1件
香川県						1件	2件					3件
徳島県		1件										1件
合 計	1件	117件	0件	(34) 1件	0件	18件	0件	34件	0件	2件	1件	(34) 172件

①平成7年3月2日17:00までに各府県から報告があった分。
②()は重要伝統的建造物群のうち被害のあった建造物の棟数である。
③被害状況の内容については、今後の詳細調査により変更になることがある。

立美術館及び文化庁合同による美術作品被害状況の調査団を現地に派遣しました。

また、二月一四日には、被災した文化財等を緊急に保全するため、兵庫県教育委員会と協力して、文化庁施設等機関及び文化財・美術関係団体の連携協力の下に「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」を設置し、文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）を開始しました。同事業においては、被災した国・県・市・町指定を含む絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財及び美術品をその対象として救済措置を行っているところです。

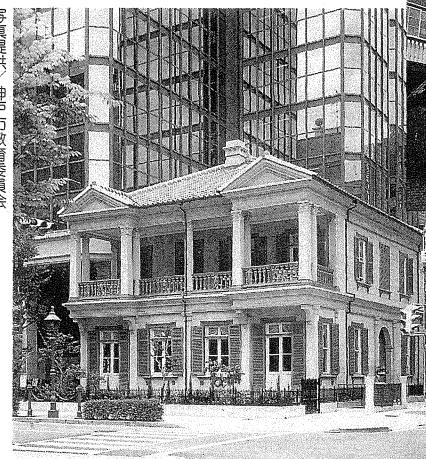
(2)財政支援措置

被災した国宝・重要文化財等の文化財の復旧事業については、通常の修復に対する補助率（原則五〇％）に二〇％を嵩上げて対応することとしており、地方公共団体七〇％、宗教法人等八五％の範囲で国庫補助を行うこととしています。

平成六年度第二次補正予算においては、危険度が高く、緊急な対応が必要な神戸市北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区等に応急措置、緊急修理を実施するため、約六千七〇〇万円を計上しています。また、公立文化施設の復旧事業についても、激甚災害に対

阪神・淡路大震災

写真提供／神戸市教育委員会



港町神戸のシンボル旧神戸居留地十五番館も全壊



復旧工事に着手した神戸市北野町山本通
(伝統的建造物群保存地区)の洋館



処するための特別の財政援助等に関する法律による補助対象施設として追加が認められたことから、特定地方公共団体について三分の二を国庫補助できることとなり、本年度内に修理が可能な施設について緊急修理を行うこととし、約一千四〇〇万円を別途文部省補正予算に計上しています。

これらの建造物等をはじめ、被災した国宝・重要文化財や公立文化施設等の本格的な修理、復旧については、被害の詳細な把握に努めながら、今後、関係方面とも協議しつつ、財政支援措置を含め、万全を期していくこととしています。

なお、国立文化施設の復旧については、既定予算で対応することとし、観覧業務上の安全等の緊急な対応を図るため、建物や陳列品等の緊急修理を実施することとしています。

③埋蔵文化財発掘調査の取扱い

阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に関しては、平成七年二月二三日付けで関係府県に文化庁次長通知を発し、平成七年五月末着工までの緊急を要する復旧工事（電気、ガス、上水道等ライフラインの確保、仮設住宅の建設、災害に伴う建物・工作物等の撤去改修等）については、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する届出、通知を要しないこととしています。

また、今回の被災地においては、埋蔵文化財発掘調査を弾力的に取り扱うこととしており、現在、取扱いガイドライン等について関係府県と調整しているところです。さらに、発掘調査に係る人的側面の広域的支援体制について具体的な調整を行うこととしています。

表紙解説

高山祭と陣屋

天正14年、飛騨は秀吉の命をうけた金森長近により平定され、以来、6代107年間にわたって金森氏の藩政時代が続いたが、元禄5年、幕府は金森頼岑を出羽国上ノ山に転封し、飛騨を幕府直轄領とした。それ以来、高山には陣屋がおかれ、明治維新に至るまでの177年間に25代の代官・郡代が江戸から派遣され政務を行った。

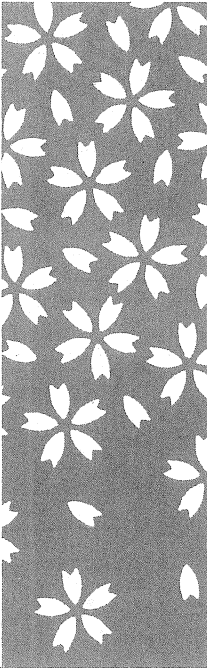
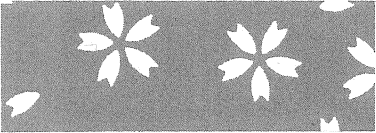
政治的な関係による江戸文化の流入や、旦那衆といわれる豪商の経済力などを背景として、高山に祭屋台が次々と造られるようになり、彫刻、織物、鋳金具、からくりなど、互いに競い合い、独自の屋台文化が花開いたのもこの時代であった。

高山祭は、日枝神社の山王祭（春祭）と松山八幡宮の八幡祭（秋祭）の両祭を指す。屋台に関する最古の記録は享保3年のもので、八幡祭の屋台行列などが記されている。歴代の代官・郡代も屋台を奨励し、毎年郡代見参ということも行われた。郡代が公式に参拝するのは、飛騨では高山の東照宮のみであって、日枝と八幡の祭礼にも参拝はせず、逆に屋台行列を陣屋前に曳き、郡代に見参したのである。

山王祭の恵比須台は、弘化年間（1844～1847）に純金鍍金などを施し、華麗に改修を行ったが、いざ曳行となると、当局の忌避を恐れて躊躇していた。ところが時の郡代小野朝右衛門（山阿鉄舟の実父）がかえって賞讃したので、勇躍して晴れの曳行を行ったという。

このように陣屋と高山祭の屋台とは歴史的に密接な関わりがあり、現在でも陣屋前の広場は、山王祭の屋台が曳揃えられ、からくりが上演される晴れの舞台である。高山陣屋跡は昭和4年に国の史跡に指定された。また高山祭の屋台23台は、昭和35年に国の重要民俗資料（現重要有形民俗文化財）に、高山祭の屋台行事は昭和54年に国の重要無形民俗文化財に指定された。

（高山市教育委員会文化課文化財係長 田中 彰）



文化庁月報 4月号（通巻319号）

平成7年4月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本 社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本 部 〒167 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

定価530円（本体515円）送料76円

年間購読料6360円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業第一課宣伝係

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©1995 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

編集後記

皆様、お元気でしょうか。寒い氷の季節を乗り越えて、ようやく桜咲く4月となりました。入学式や入社式を終え、決意も新たに頑張っている方も多いと思います。あるいは、新しいクラスや新しい職場で心機一転、闘志を燃やしている方もいるでしょう。春は、そんな希望と情熱に満ちあふれる季節です。

「文化庁月報」も、今月号より表紙をはじめ、誌面の刷新を図りました。今後とも読者の方の要望も踏まえながら、よりわかりやすく親しみやすい中身になるよう頑張りたいと思いますので、今年度もどうぞよろしく願っています。

さて、今月号は年度はじめということで、例年どおり文化庁の平成七年度の重点施策を特集いたしました。文化庁予算は年々着実に増えており、また、地方の文化関係予算も一層の増加を示しております。しかしながら、真の文化国家を目指すためには、まだまだ十分とは言えません。文化政策推進会議が再び始動し、これからの文化施策の推進方策について審議をはじめていますが、読者の皆様と一緒に、本誌を通じて、今後の文化政策の在り方について考えていきましょう。

（栗）